

2025年2月5日開催 海外食品容器・包装規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	フランス法規制の鉱物油について、最新の情報がありましたら、ご教授ください。	欧州委員会は2025年2月6～7日FCM WGで欧州規制とする提案を行った。
2	日本では、欧州の規制に対応する法律もしくは、ガイドラインを作成して包材メーカーに取り組んで貰うような動きはあるでしょうか？	JCII(一般財団法人化学研究評価機構)は2025年度事業計画で検討を行う。
3	EPRの対応は業界団体ができてくるのを待っていれば良いという認識でよいでしょうか？具体的な登録方法はその後で決まってくるという認識であっていますか？	各業界団体のリーダーシップが期待されている。
4	EUのリサイクルの話の中で、「EU域内で排出された廃プラスチックの再生」という言い方をされていたかと思えます。これはポジティブリスト制度を意識したものでしょうか？	今後の欧州プラスチック規則の改正により、高い純度の要件が規定され、適合要件が明らかになる。
5	EUの動向とアメリカの動向の運動性や、包装規制に関する方向性についての内容で情報があれば教えて頂きたいです。	国連Codexはリサイクルプラスチックのガイドラインを策定する。
6	リサイクル率の測り方がEUと日本では違うとの事ですが、それは是正されていくのでしょうか？	リサイクルに係るシステムが違うため期待できない。
7	韓国の食品資材表示について質問です。 ①規則には「PPやPE等をそれぞれ区分して表示」とありますが、素材すべてを書く必要があるのでしょうか。 一番配合の大きい素材を表示するのか、食品に接する素材を表示するのかなど、どれが正解かお分かりでしたらご教示ください。 ②「リサイクル等級表示」(リサイクル最優秀/優秀/普通/困難)は輸出品に関しては免除されるかお分かりでしたらご教示ください。	①「製品・包装材別リサイクル義務率」が材質ごとに評価されていることから、全ての材料を書くことが基本と考える。②については、韓国以外の国から韓国への輸出品は適用され、韓国から韓国以外の国への輸出品については適用されない。
8	食品の直接包装材のリサイクル材の最低含有率について、2030年以降10%と規定されていると思います。 例えば、包装材料全体を100としたときに、プラ80とアルミ20の複合材の場合、プラ80に対して、10%がリサイクル材である必要がある。つまり8以上リサイクルプラが含まれている必要があるという解釈なのか、包装容器全体100のうちの10%、つまり10以上のリサイクル材(プラ+アルミ)が含まれている必要があるという解釈なのか、おわりの範囲でご教示いただけますとあり	最低含有率はプラスチックだけが対象となる。
9	EUの規制について対応するにはEUで包材を購入する必要がありますでしょうか？	そうした区別は必要ない。
10	1.講演の資料によりますと、プラスチックのリサイクル認可はPETが圧倒的に多く、PEはほとんどないとのことですが、今後2030年までにPEのリサイクルの認可も増えてくるのでしょうか？ 2.PPWRにより2030年以降、PP包装材は10%以上の再生プラスチックの使用が必要になりますが、複層のモノマテリアル(OP/CPなど)資材の場合、OPとCPそれぞれで10%以上の再生プラスチックの使用が必要になりますか？それともOP/CP合計で10%以上の再生プラスチックの使用が必要になりますか？	1.欧州委員会は2025年2月6～7日FCM WGでオレフィンやPSのリサイクルプロセス認可申請が行われていることを明らかにした。 2.PPWR附属書II表1より、複合材料として扱われる、
11	意図せず規制に反していることが判明した場合等に、輸出者の責任となるのでしょうか？、それとも輸入者の責任となるのでしょうか？	EUの法規の遵守は輸入者の責任となる。
12	1次容器のリサイクル材の比率についてですが、例えばPET12μ//CPP25μという構成の場合は何%のリサイクル材の比率が必要となりますでしょうか？	PPWR附属書II表1により、材料ごとに分けて扱うだけでなく、複合材料として扱うことができる。
13	単一素材でもアルミ等を蒸着したフィルムの使用は可能なのでしょうか？	アルミニウム蒸着したプラスチック包装が直接禁止されることはない。
14	食品のうち、業務用加工食品の包材も対象となりますか？ また、規制に関しては、包装容器メーカーの責務でしょうか？	業務用加工食品の包装は規制対象である。遵守の責任は係る全ての事業者が負う。
15	PPWRに対応するにあたって、食品メーカーが注視しておいた方がよいこと。取るべき措置がありましたら、教えていただきたいです。	食品包装メーカーとの二次法を含めた情報共有、意思疎通、事業戦略の再検討が重要。
16	食品メーカーなどが具体的にどのように準備を進めていけばよいか教えていただきたいです。	食品包装メーカーとの二次法を含めた情報共有、意思疎通、事業戦略の再検討が重要。
17	・EUの動きは世界(国連含む)への影響が大きいというお話でしたが、アメリカよりも大きいのでしょうか。またなぜEUの影響が大きいのでしょうか。(技術や考え方が一番進んでいるなど) ・PS3以降の各国リストについて、日本がどうなっているか知りたいです。	環境法規については欧州の影響力が大きい。環境問題は発展途上国を含めコンセンサスが醸成されている。

	講師への質問	回答欄
18	食品メーカー側ではPPWRに適合している資材であるかの確認は難しいと感じました。 今後は基礎的には対応を保証している資材メーカーから購入するという形になりますでしょうか？	そのように考える。
19	EU圏におけるPPWRと日本のR法とのかかわりについて、PPWRによってR法は包括される、ここが違う、そもそも全く違う法律なので関係ないなど、違いが良くわからないので、教えてください。	日本は食品包装のリサイクルについて指針はあるが、法的強制的法規でない。
20	第6条について教えてください。 リサイクル評価は、A（重量比95%以上リサイクル可）、B（80%以上）、C（70%以上）で評価するとありますが、複層フィルムでも80%がPP、20%がPETという構成なら、B評価のため上市できるということでしょうか？ それとも複層フィルムは容易に剥がしたり分離したりできないので、上記の%に限らず使用不可なのでしょうか？ また、PP、PE、PET、EVOHは対象だとわかるのですが、インキや接着層など、対象外となる部分は何になるのでしょうか？、その対象外のものは上記の%にカウントしないのでしょうか？	PPWR附属書II表1により、単一材料に分離して扱うだけでなく、複合材料として扱うことができる。リサイクル(13)より、インキや接着剤は規制対象から除外されることがわかる。
21	PPWR附属書II表1により、単一材料に分離して扱うだけでなく、複合材料として扱うことができるとありますが、複層素材として扱うとはどのようなことを指しているのでしょうか？分離せずに使うということでしょうか？ 前回の講義で複層フィルムを簡単に分離できる技術（マテリアル、ケミカルなど）がないと、上市ができなくなると教えていただきました。複層フィルムはまず分離する技術開発が必要。そのうえで分離した素材が合計で70%以上使用可能でないと2030年までにはC評価より下のランクは上市できなくなると認識しています。	左記の認識のとおり。これより詳細については、順次明らかになる二次法を確認する必要がある。
22	PETのリサイクルプロセスは豊富だが、PPやPEは少ないと説明がありましたが、PPやPEはなぜできないのでしょうか？、 技術的に難しい、変換率が悪い、エネルギーコストが合わないなど、何が障害かご存じでしたらご教授ください。	オレフィンを使用、加工の間に生じるポリマーの切断をマテリアルリサイクルで回復できない。
23	スライド38で、リサイクル評価として、2030年までに70%以上とありますが、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルの技術のどちらでも良いのでしょうか？ マテリアルなら複層を剥がしやすくする技術、ケミカルなら、一旦全部溶かして、PEやPETやEVOHなどをそれぞれ分離させる技術ということになるのでしょうか？	そのように考える。
24	ケミカルリサイクル技術はどの程度、進んでいるのでしょうか？こちらは実現可能なのでしょうか？すでに一般的な技術である、各社で特許等で押さえているなどご存じでしたら教えてください。	2月6～7日欧州委員会FCMNWG配布資料により、ケミカルリサイクルのプロセス認可申請が最近になり始まったことがわかる。量産化技術として挑戦的なものであり実現可能性は予断を許さない。
25	包材メーカーやリサイクルメーカーと取り組むべき課題について、先生の意見がありましたら、ぜひ教えてください。	食品包装メーカーとの二次法を含めた情報共有、意思疎通、事業戦略の再検討が重要。